

1.範囲と適用性

この「DQS 審査・認証規程自動車関連付属書」は、全世界の DQS グループのお客様の、IATF16949 に従って提供する審査及び認証サービスに適用されます。本規程は DQS 審査・認証規程と組み合わせてのみ有効であり、英語版は <https://dqsglobal.com/intl/about/accreditation-and-notification/dqs-group-auditing-and-certification-rules>、または DQS の各事務所から入手できます。

2.プログラム要件

IATF16949 認証／登録を申請するお客様には、下記に記載される追加の契約条件が適用されます。：

- a) お客様の所在地は、DQS とお客様との間の法的契約に記載されるまでは、企業スキームに含まれないものとなります。
- b) 発注者は、契約締結前に、IATF 16949 に対する過去の認証および/または既存の認証に関する情報を DQS に提供しなければなりません。
- c) お客様は、何かしらの変更があった場合には、DQS に通知をするものとし、通知するべき変更とは、その法的地位、所有形態（合併、買収、提携、合併等）、経営構造（経営トップ、重要な意思決定を行うスタッフ等）、組織形態（主要管理職、連絡先住所又は所在地、業務範囲、工程の大幅な変更等）、製造工程又は製造所の移転に関する重要な変更について、製造工程またはサポート活動の移転（5.15 項参照）、製造拠点、拡張製造拠点、または独立型遠隔サポート拠点の閉鎖または移転（5.15 項参照）、製造拠点、拡張製造拠点、または独立型遠隔サポート拠点の閉鎖または移転（5.15 項参照）15項参照）、認証範囲に含まれる新たな拠点及び/又はサポート関係を含む、品質マネジメントシステムに基づく業務の範囲、品質マネジメントシステムプロセスの他組織へのアウトソーシング、又は IATF OEM の顧客固有要求事項（例、特別な状態条件など）に記載されている認証機関への通知を必要とする顧客不満足の内容についてなどです。
- d) お客様からの変更の通知がなかった場合は、契約違反とみなし、DQS は相応の対応策を講じるものとし、
- e) お客様は、遅くとも審査開始の 30 日前までに審査前事前提出資料を DQS に提出しなければなりません。
- f) 「DQS 審査・認証規程」の 5.3.1 項に加えて、DQS は、状況を内部で分析した後、IATF 認証を一時停止することができます。その理由には、次のいずれかの項目が挙げられます。：
 - 継続審査や更新審査において重大な不適合事項が見つかった場合
 - DQS が IATF OEM のコンプライアンスまたは IATF OEM の特別なステータスについて知らされた場合（IATF OEM、VDA、CRN 経由の IATF、またはお客様からの通知による）
- g) 認証の一時停止の期間は、IATF の規程に基づいて認証が取り消されるプロセスが開始した時点をもとに、最長 127 日間ですが、特別審査または是正処置計画がきちんと完了することにより一時停止の解除が行われた場合は、その時点が終了時点となります。
- h) お客様は、お客様の施設内での IATF による DQS の立会審査、DQS の立会審査員及び/または IATF の代表や代理人が同席する依頼を拒否できないものとし、選出した審査員を拒否できる権利を行使できるのは、利害の衝突が認められる場合に限るものとし、

- i) お客様は、最終報告書をIATFへ提供するというDQSからの要求を拒否できないものとしします。
- j) 本認証スキームに関するIATFロゴの使用は、DQSが発行する登録証上に表示された状況でのみ使用できるものとしします。IATF ロゴのその他の使用は、いかなる形式の使用も禁止されています。(注：お客様は、IATFロゴが表示されたIATF16949登録証をマーケティングおよび広告目的でコピーすることは可能です。)
- k) お客様のコンサルタントが、審査中にお客様のサイト内にいる事はできません。また、方法の如何にかかわらず審査に参加することもできません。
- l) お客様は、新たなIATF承認認証機関へ移行する場合は、移行前にDQSに通知をするものとしします。
- m) お客様は、DQSと協力して、他のIATF認定認証機関への移行または他のIATF認定認証機関からの移行に関連する未解決の問題を解決するものとしします。
- n) お客様は、その認証が取り消された場合、撤回された場合、または失効した場合、ウェブサイト、印刷物および電子メディアを含むがこれらに限定されない、社内外のすべてのマーケティングチャネルにおいて、IATF認証に関するすべての言及を削除するものとしします。
- o) お客様は、現行版の「IATF承認取得及び維持のためのルール」と、IATFが発行した公式の解釈集および説明集に遵守することに同意するものとしします。

2.2 法的拘束力のある契約に関する追加要件：

a) DQSは、IATF承認取得・維持ルール 第6版 第3.1条 m)、n) および o) に基づき、以下を遵守することを約束します：

- ・ DQSは、認証機関の所有権状況に変更が生じた場合、またはIATFの認定を失った場合、10暦日以内に顧客に通知しなければなりません。
- ・ DQSは、お客様が他のIATF認定認証機関への移行、または他のIATF認定認証機関からの移行に関連する未解決の問題を解決するために、お客様と協力するものとしします。
- ・ DQS (すべてのIATF 16949審査員を含む) は、各お客様の管轄区域における関連するすべてのデータ保護法を遵守し、関連する個人を特定できる情報 (PII) の使用に関して十分な透明性を確保するものとしします。
- ・ 上記の規程への違反は、重大な契約違反とみなされ、DQSによる適切な措置 (審査の中止、審査の取り消し、契約の解除、または認証の取り消しを含む、これらに限定されない) を行います。

b) 有効な契約に関するその他の法的または規制上の要件：

- ・ 適格性データおよび審査期間の算定を含む申請内容の審査が有効に確認・承認されるまでは、法的拘束力のある見積書または契約書を発行することはできません。
- ・ DQSは、見積書または契約書を発行する前に、お客様の適格性データおよび構造的妥当性を検証し、確認するものとしします。
- ・ 全社登録の申請は、適切な審査またはコンプライアンスの確認を経て承認されるものとしします。

文書の終わり